

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
中小企業信用保険法第2条第5項各号及び同条第6項	特定中小企業者及び特例中小企業者の認定	ものづくり推進課

1 特定中小企業者の認定に係る審査基準は、特定中小企業者認定要領第4に基づき、次のとおりとする。

(1) 法第2条第5項第1号に係る認定は、次のいずれかに該当すること。

ア 経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して50万円以上売掛金債権等を有していること。

イ 申請の時点において再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上であること。

(2) 法第2条第5項第2号に係る認定は、次のいずれかに該当すること。

ア 経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後、最近1か月間の売上高が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少が見込まれること。

イ 指定事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後、最近1か月間の売上高が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上の見込みであること。

ウ 経済産業大臣が指定する地域内で1年以上継続して事業を行っており、当該事業活動の制限を受けた後、最近1か月間の売上高が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上の見込みであること。

(3) 法第2条第5項第3号に係る認定は、経済産業大臣の指定を受けた地域内において、指定を受けた業種を1年間以上継続して事業を行っており、経済産業大臣の指定を受けた災害等の影響を受けた後、最近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上の見込みであること。

(4) 法第2条第5項第4号に係る認定は、経済産業大臣の指定を受けた地域内において1年間以上継続して事業を行っており、経済産業大臣の指定を受けた災害等の影響を受けた後、最近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上の見込みであること。

(5) 法第2条第5項第5号に係る認定は、次のいずれかに該当すること。

ア 経済産業大臣の指定を受けた業種（指定業種）に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること。

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者にあつては、施行の日から、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）の間、「最近3ヶ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること」とあるのは、「原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して5%以上減少しており、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること」とする。

イ 指定業種に属する事業を行っており、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

(6) 法第2条第5項第6号に係る認定は、破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること。

(7) 法第2条第5項第7号に係る認定は、経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上で、指定金融機関からの直近の借入残高が前年同期比10%以上減少しており、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少していること。

(8) 金融機関から株式会社整理回収機構に貸付債権が譲渡された債権譲渡通知書を有し、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少し、適切な事業再生計画を作成し、株式会社整理回収機構に対する債務について返済条件の変更を受けていること。

- 2 特例中小企業者の認定に係る審査基準は、特例中小企業者認定要領第4に基づき、次のとおりとする。
- (1) 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
 - (2) 法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。
- 3 標準処理期間は、2日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。